



陳情 第 25 号

令和8年3月13日

つくば市議会議長 殿

生活保護問題を端緒とするつくば市役所の組織的問題の真相究明のため

### 第三者委員会を求める陳情

陳情者

住 所 茨城県牛久市

氏 名

連絡先

#### 陳情事項

1. 未解決の問題点の完全解決に向けた、真相究明のための第三者委員会設置を要求します。
2. 或いは、同じく完全解決のための第三者委員会設置の是非を市民に問うインターネット投票の実施を要求します。

#### 陳情に至る背景

別紙の請願訂正をつくば市議会へ提出したところ、受理すらしてもらえないため、今回陳情という形にしました。

令和8年3月5日に開かれた請願審査特別委員会では、市福祉部作成の報告書にはなかった数多くの事実がまたもや新たに発覚しました。さらに委員と市執行部の質疑応答を通して、市に未だ隠蔽体質が強く残っていることもより鮮明になりました。

既に公表されている、一番重大な県監査への虚偽ですら、市報告書も今も「管理職から虚偽の回答を指示していたと考えられる」としか説明ができない状態で、これでは職員の懲戒処分をするにしても、誰に対して／どの程度必要か、何も判断ができません。最後まで「馴れ合い」のままでいいのでしょうか。

委員会での議論の詳しい検証は次回請願に譲るとして、これだけの重大な問題を風化させてはいけないという一心を、まずは陳情に託します。

また、請願ではなく陳情としたのは、請願訂正願では削除した陳情事項2のインターネット投票の議論をあえて残したかったためでもあります。もちろん、請願として委員会で議論されるには、検討が不十分だった内容かもしれません。そもそも、そのせいで請願趣旨に賛同してくれた委員の票を失ってしまったことは本末転倒で、深く反省しています。

しかし私にはインターネット投票の在り方についても議論してほしい、との気持ちもありました。正直市長の退職金しか目玉企画がなくそれ以外は大きな話題になっているとは言い難い制度。市の職員としても人事課及び政策イノベーション部から非常に積極的な投票呼びかけがあったのは、市長退職金のときだけでした。(つくば市在住ではない私は寂しかった。仲間外れ。)

以上から、仮に「第三者委員会の是非」がインターネット投票の題材にふさわしくないとしたら、その基準をどこにあるのか、そして何なら相応しいのか、を別途議論してほしい、と考えました。よって、陳情では残します。継続して意味ある制度利用ができるよう別途検討をお願いします。

しかしながら、繰り返しですが、本題は「第三者委員会の設置のお願い」です。専門家に任せることの何がマズイのでしょうか。本当に「全て改善している」なら、何も怖がることはないはずです。(もちろん「全て改善して」いないから、委員会でもあれだけ新たに事実が出てくるんですけど。)  
「市に問題があった。専門家に検証してほしい」、これのどこがおかしいですか。どうか市民のため、市民の法的・心理的安心感のために、第三者委員会での検証を心より陳情いたします。

## 今後について

別紙の請願訂正願が認められたら<sup>1</sup>本陳情を取り下げることの検討を加速します。基本的には同じ内容です。

そして、2月会期で第三者委員会の設置が請願／陳情／議員提案／市長の改心のいずれかで決定された場合を除き、次回議会までに請願を提出します<sup>2</sup>。

第三者委員会による検証もある程度の期間がかかるであろうことを考えれば、少しでも早い決定の方が、私も皆様も市民も、嬉しいはずです。長期化は誰の益にもなりません故。

<sup>1</sup> 誤解のないよう念のため注釈を付けておくが、「請願訂正願の受理」と「請願訂正の容認」は当然ながら別問題である。

前者は形式的問題、後者は実質的問題である。前者については私もつくば市の関係法令を調べたが、その受理を拒む根拠を見つけることはできなかった。ちなみに、他自治体で言えば、訂正願のできる時期等について明確に示している例もあり、つくば市もぜひ今後の参考にしてほしいとは思いますが、少なくとも、黒塗り／訂正願の時期／請願の連絡方法等の基準が示せない今は受理するしかないと思う。その場限りで恣意的な運用は、一見難解なオブラートに包んだだけのイジメの別名である。

後者については、議会或いは委員会の議論と判断を待ちたいと思う。

いずれにせよ現市政は「新奇歓迎」を掲げているはずだ。前例がないなら作るくらいの気概で、どうか歓迎してほしい。

<sup>2</sup> 訂正願では触れなかったが、請願審査特別委員会の日程決定過程も別途議論される必要があるかもしれない。以下の2例を挙げる；

【令和7年6月24日(請願6第9号が不採択とされたとき)】

つくば市議会HPの日程で最初確認できたのは、同月18日。その前日17日は市長定例会見だった。会見で市福祉部報告書公表の時期を問われ、福祉部は「6月中にはお出しできるように準備を進めています、日にちは未定」と回答している。さらに「議会に報告するのか」とも問われ、「市民に対してプレスリリースでも」も回答している。

そして同月23日市福祉部報告書のPRと記者会見が行われたわけだが、実はこの予定は同月8日の時点で入っていたことがわかっている。そもそも市が9か月以上もかけて用意した報告書のPRがわずか4営業日前に未定ということがあるだろうか。虚偽というより、故意に隠したと考える方が自然かもしれない。

そして会見で未定と回答した翌日18日に委員会の予定(24日)が入った。そして市は委員会の前日に報告書をPRした。

「23日PR→24日報告書で全て改善として請願は不採択」という、ある種の「台本」があった可能性はないだろうか。

さらに、委員会の一部会派委員にはPRより前に報告書が配布済みだったとする情報もある。

それで果たして、公平・公正な議会と言えるだろうか。市議会の品位を損ねる、強引なやり方ではないだろうか。

【令和8年3月5日(直近回)】

つくば市議会HPで最初に公表された日程は2月25日だった(17日確認)。しかしその後その予定は削除され(19日確認)、新たに決定した日程が3月5日だった。

議会局より紹介議員を通じて説明があったのは、「請願7第6号が出たため」とのことであったが、同請願提出は10日であり、その後の17日に既に決まった日程を、19日に取り消す理由にはなりえないはずだ。(強引も程度を過ぎれば支離滅裂だ。)

では、何が日程変更の「本当の」理由だろうか。2月19日は私が訂正願を出した日である。その中で主たる主張は「500件超の誤支給が公定力のみによって支えられていて、つくば市も茨城県も市民に対して説明責任を果たしていないこと」であった。

3月5日委員会の録画を見ると、「先日3月2日に県が来庁して協議した結果(中略)選って是正する処理は行わないことを茨城県と協議して福祉事務所として判断し、県からも了承を得ています」との答弁が確認できる。これは「2日県と協議→5日県了承済みを理由として請願は不採択」という、6月と同じ「台本」の焼き増しのように思えるが、いかがだろうか。

【まとめ】

私はそれらを「卑怯だ!」と負け犬の遠吠えをするつもりもなければ、残念ながらそこまでナイーブにもできていない。確かに、「そうくるかー」とは思うし、「また同じかよ」とも思う。私は構わない。また請願を出せばいい。(おかげさまでと言うべきか、今回の質疑応答は第三者委員会の必要性を強く証明するものとなった。だからこそ余計に議論と結論の乖離が「台本」を疑わせた。)

それよりこんな不公正な方法を繰り返す委員会運営に心底不安になる。これがつくば市議会の品位なのだと思いたくはない。議会の品位が髪型で判断される時代ではもうないのだとしても、わざわざ議会の歴史を紐解かずとも、その品位は市民のために真摯に議論する姿勢のみ、絶え間ぬ努力によって、維持されていくものではないか。「民主主義の学校」とも呼ばれる地方議会だが、中身が学芸会の延長では市民は困る。どうかガチな議論を。

(別紙)※紹介議員欄だけは、誤解を避けるためと、どうせ黒塗りされるため、先に伏せてある。

令和8年3月9日

つくば市議会議長 殿

請願者住所 茨城県牛久市 [黒塗り]  
請願者氏名 [黒塗り]  
紹介議員 ○○ ○

請願書の訂正願

令和7年12月17日に提出した下記の請願書については、訂正したいので許可願います。

記

- 1 請願番号 請願7第5号
- 2 受理年月日 令和7年12月17日
- 3 件名 福祉部の生活保護不正を端緒とする  
つくば市役所の問題の完全解決を求める請願書
- 4 付託委員会 請願審査特別委員会
- 5 理由 第三者委員会の設置は必要と考えるため
- 6 訂正箇所 別添のとおり

以上

【別添】(訂正箇所)

<訂正前>

B. 請願事項

1. 未解決の問題点の完全解決に向けた、真相究明のための第三者委員会設置を要求します。
2. 市議会として第三者委員会が実現しない場合は、同じく完全解決のための第三者委員会設置の是非を市民に問うインターネット投票の実施を要求します。

<訂正後>

B. 請願事項

1. 未解決の問題点の完全解決に向けた、真相究明のための第三者委員会設置を要求します。
2. (削除)

(補足)

請願審査特別委員会での議論、ありがとうございます。最初の請願から数えて通算6回目になります。

ちなみに、同じく生活保護問題を抱える徳島市では、令和7年3月に百条委員会が設置され、令和8年2月までの11か月間で16回開催されたそうです。翻って通年議会のつくば市議会では1年半で6回。この温度差は寂しく感じますが、それもきっと私の力不足故、反省いたします。

それより悲しいことは、議論が問題の本質から遠いところで行われている、という点です。

最初の請願(請願6第5号)では、確かに、市議会の百条委員会も要望いたしました。それ故、最初の4回<sup>1</sup>は、「簡易百条委員会」とでも呼べるような内容となっていたことも理解できました。

しかし、前回3度目請願と今回請願では第三者委員会の設置が請願事項であり、百条委員会は含めていません。ですので、以前と同じように事実の確認<sup>2</sup>といった議論ばかりに終始されて、その結果本題が蔑ろにされている現状に強い違和感を覚えると共に、本題の議論をしないままに結論を出されようとしていることに強く抗議いたします。

請願の本題は非常にシンプルです、「市が不正を行った。だから専門家に検証してほしい」。

ではなぜ市の自己調査・検証ではダメなのか。それは、つくば市には今も組織的隠蔽体質が残っているから、です。ここに向き合った議論もまだ十分にありません。

そしてシンプル過ぎるほどの本題にもまだ向き合っていない。民意の代表者である議員の皆様ぜひお尋ねしたい、「仮に同じ結果になるとしても専門家による検証の方が市民の安心感は段違いではないですか。第三者検証の方が市政への信頼回復ができませんか。」 私はいつも市民目線です。反対するにしても、挙手だけでなくきちんと議論・説明してください。

<sup>1</sup> 令和6年9月13日。同年12月18日。令和7年3月17日。同年6月24日。

<sup>2</sup> 「令和7年6月23日公表のつくば市福祉部作成の報告書で全て改善している」が市のスタンスなわけですから、それ以降に事実のレベルで議論しているということが既に市報告書は不十分である何よりの証拠です。そして、それは第三者委員会が必要である論理的証拠と同意です。

少し脱線してしまうかもしれませんが、紹介議員に請願内容の真偽を確認するよう求めるような質疑は、実にいただけません。請願の紹介議員の在り方を十分に理解されていないだけでなく、そもそも請願の真偽確認は審議する委員という立場の責任で行うべきことであって、責任転嫁も甚だしいかと。請願を紹介していただいた身として抗議させていただきます。なお「真偽を確認したくなるほど」の内容であったとご認識いただけたことには感謝しますし、そのご認識は必然、第三者委員会の必要性を認めているものと言えるでしょう。ありがとうございます。あなたの質問はぜひ第三者委員会(専門家)に任せましょう。

(またこれは誠に申し上げにくいのですが、私が「百条委員会を求めなくなった」理由について察していただけますと幸甚です。4回の議論を拜見して、やはり専門家に任せなければとの思いを強くしました。)

つくば市の隠蔽体質とは何か。問題を明らかにするのではなく、隠すインセンティブの方が強く働く組織的・構造的問題とは何か。もし今回の訂正願が認められなかったときは、次の請願で再度丁寧に詳しく説明させていただきます。

ここではわかりやすい例をひとつ挙げます。前回請願でも触れた、カラ訪問事件です。

平成30年8月3日にプレスリリースされ公となった、いわゆるカラ訪問事件は実際には訪問をしていないのに、訪問したと記録を偽造していた問題です。当時ケースワーカーは11人。そのうちの6人・計8ケースで訪問記録の偽造が行われました。長いものでは2年間に及びました。

市は同PRにおいて再発防止策として「研修の実施」と「公用車走行距離の報告書への記載」を発表。前者の実態は不明ですが、後者については昨年9月25日委員会で、PR後早々からその実態がなかったことが明らかになっています。なお、この事件で職員処分の公表ありません。

そして、その翌年、平成31年(令和元年)度から以後5年間、管理職の指示の下で、県監査への虚偽報告が始まり、何年も繰り返してきたことは市報告書にも記載のあるとおりです。

つまり、公文書(=訪問記録)偽造という重大事案を複数年度繰り返してきたにも関わらず、当ても虚偽公文書作成罪等の検討すらもされず<sup>3</sup>、職員の懲戒処分もなかった。そのことが次は管理職の指示の下組織的により大きな県監査への虚偽につながっていった、という時系列が見て取れます<sup>4</sup>。再発を防止するはずが、なぜかより重大な事案へ悪化してしまったわけです。

さらにカラ訪問発覚当時に他の業務まで全て点検を行っていたら、それ以前から続いていた障害者加算の誤認定、国庫負担金過少請求等の問題も早期発見できていた可能性は高かったはずですが、市の自主的報告(PR)だけを信じたことで、他の数多の問題が10年も放置されるという重大な結果につながった。我々人類は常に歴史に学ばなければなりません。

市報告書は全ての問題を網羅できていない。それは前回請願の委員会で私の指摘した事項が悉く事実と認定され、今回の「新たな500件<sup>5</sup>」も認められたことから明白です。しかし私も全てを把握できているわけでもありません<sup>6</sup>。「市執行部 VS 請願者(どちらがより正しい)」ではないのです。ただ市は「全て改善してる」と昔と同じ主張のまま。だから私は第三者に委ねたい。

<sup>3</sup> 平成30年9月13日11:10頃「ネットニュースでカラ訪問事件を見た」という市民からの問い合わせがあった記録も残っています。その電話の中で、再発防止策に効果がないのでは、という点を含む、重要な指摘を複数受けていて、「今回の件は、刑法第156条(虚偽公文書作成)に違反しなのか。(原文ママ)」、「私は告発します」ともあります。当時の福祉部は、どのような検討をし、この市民になんと回答したのでしょうか。

(刑事)告発が指摘されながら対応しなかったことも非常に深い問題です。その可能性を認識しながら対応していない(※)。その体質も現在まで変わっていない。組織の危機管理上、非常に由々しき事態です。

(※この点は残念ながら、市議会も現時点までは同様です。これだけの問題を認識しておきながら、第三者委員会を拒否し続けている。

(これは私の請願の採択・不採択の話ではありません。繰り返し申し上げているように、私は一介の一般職公務員故、私自身のクレジットは求めていません。前回請願で「公益通報外部相談窓口」を提案させていただき、請願は残念ながら不採択でしたが、その後請願に反対されてしまった議員の方々が同じことを議員提案されてしまいました。でも(道義的・倫理的な話とはかく)、私は結果という実を選びました。(おかげさまでつくば市役所に勤めてから手柄を横取りされることには慣れました。)

(それは第三者委員会も同じです。「不遜な請願は不採択→でも第三者委員会は設置」、これで結構です。どなたにクレジットを取っていただいても構いません。大切なのは、こちらも繰り返しですが、市民のための第三者委員会です。今市議会も問題を十分に認識したはずですが、知らないとは言わせない。どうか常識的な危機管理として理性的なご判断をお願いします。)

<sup>4</sup> 職員名簿、特に在籍期間入りのものと、一連の問題の時期を突合させてみると、より如実に事実として理解していただけるものと思います。

そして、残念ながら、これまでの委員会での議論を見るに、そこまでの(個人)情報を含む議論は不可能だと思いますので、その意味でも第三者委員会しかありません。「委員会での個人情報の限界」を理由に請願を否定することは、請願権に対する重大な侵害です(少なくとも請願でその議論を求めてない以上は)。私は市議会を否定するつもりも、非難しているつもりもありません。市に対する批判はしていますが、それは建設的な議論をするために他なりません。「市対話」するための請願です。

<sup>5</sup> これが「新たな」かどうかは全くもって論点ではありません。問題は、それを認識していたと主張するなら尚の事、なぜ市長へ報告をせず、報告書にも記載をしなかったか。その組織的隠蔽が問題なんです。私の請願を審査する(=第三者委員会の必要性を審査する)特別委員会において、本題ではないことでの議論にばかり、貴重な時間を使わないでいただきたい。

<sup>6</sup> 請願だけでなく行政文書開示請求も並行して行っています。新事実が判明すれば、適宜報告いたします。

そしてもちろん、「市議会 VS 請願者」でもありません。繰り返します、私はもう百条委員会は求めています。今は専門家による第三者委員会を求めています。

どうか請願の本題に立ち返って、向き合って、審議をお願いいたします<sup>7</sup>。

なお、この訂正は、私なりに市請願条例等を確認した上で、お願いしていますが、もし何らかの事情で、訂正や継続審議が拒否された場合は改めて再度請願を提出する所存です。行政文書開示請求も行っている最中ですし、更なる開示請求も検討を加速中のため、また新たな事実を皆さまにはお伝えできることと思います<sup>8</sup>。ですが、同じ市民のために働く同志としてお願いです、ここで訂正を認め、継続審議していただき、一日も早く市民に安心を届けられることを期待してやみません。

<sup>7</sup> 「つくば市データ分析プラットフォーム(住民の声見える化)(プロトタイプ)」をご存知ですか。市と [redacted] との共同事業のようですが、その中で市議会議事録も AI で分析されています。

「令和6年度」「特別委員会」を選択すると、「まちづくり・事業者(26)」が最大で、次が「市政(24)」,そして「暮らし・手続き(13)」、「子育て・教育(2)」と続きます。令和6年度の特別委員会は、請願審査特別委員会はまとめて1とし(開催は4回)、全部で5委員会あり開催は計10回(請願含む)です。

次に「市政(24)」を選択すると、「公益通報と労務管理の問題」が一番大きく、次に「情報の不明確さ」、「その他」と続きます。

続けて「公益通報と労務管理の問題」を選択すると、16項目表示されます。「イベント出展における高圧的な態度の訴え」を除く15項目が請願審査特別委員会関連であると思慮され、大きい順に「未払い手当の支給遅延」、「公益通報に関する事実認定の進め方」、「公益通報の処理の遅延と労働環境の改善不足」等が並びます。

不思議なことは、15項目のうち「公益通報」に関するものが8項目と一番多く、「未払い手当」関係が2項目、生活保護に関係するのは「ケースワーカーが暴行を受ける事件が発生」の1項目のみ、ということです。そして「第三者委員会」のワードは一度も出てきていません。

つまり、AIによる分析でも、請願の本題が議論されていないことが証明されていることになります。

<sup>8</sup> 今振り返ってみると、令和6年5月に未払い手当問題だけで処分を決めた市長の判断も時期尚早だったのではないかと、という疑問も浮かびます。そこで処分の天井を設定してしまったこと(※)が、その後の報告書作成に与えた影響も少なからずあるはず。下からの「報告をしない」問題だけではなく、上からの「報告をさせない」問題もあるのではないかと、いろいろ考えます。(※令和7年6月の市長定例会見で追加の処分を聞かれ、市長は否定しています。そこでは未払い手当問題と生活保護問題が「同じ方向の問題だから」という理論が用いられていますが、その真偽・妥当性も次回請願では検討課題となるでしょう。)

次回請願は、生活保護問題に限定せず、より市役所の組織論的な問題を明確にできるように検討しています。